

令和6年（ワ）第3728号

「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素排出削減請求事件

原告 〇〇〇〇〇〇 外15名

被告 株式会社JERA 外9名

証拠説明書（甲A15の1～甲A25）

2025（令和7）年5月15日

名古屋地方裁判所 民事6部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 原田 彰 好

同 浅岡 美 恵

同 小島 寛 司 ほか

甲A号証	標目	原本、写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
15の1	「TheCorporateResponsibilitytoRespectHumanRights—AnInterpretiveGuide—」（抜粋）	写し	2012年6月1日	国際事件高等弁務官事務所	国連人権高等弁務官事務所による「人権尊重についての企業の責任—解釈の手引き—」によると、人権を尊重する責任は、企業にとって任意のものではないこと、企業が人権を尊重する責任は、国際人権基準に対応している国内法規に反映されているうえ、国内法の規定の遵守に限定されないこと等と記載されていること等。	
15の2	「人権尊重についての企業の責任—解釈の手引き—」と題するウェブページを印刷した書面（抜粋）（甲A15の1の日本語訳）	写し	2025年5月2日	公益財団法人国際民商事法センター		
16	気候再生のためにデジタル化と脱炭素は両立するか（世界）	写し	2024年9月	高村ゆかり	電力は再生可能エネルギーなど既存の技術によって脱炭素化を見通すことができる分野であり、電力の脱炭素化を優先かつ先行して進める必要性は各国の共通認識であること	

17 の 1	ドイツ連邦憲法裁判所プレスリリース	写し	2021.3 24	ドイツ連邦憲法裁判所	若者原告の申立権を認め、気候変動法3条および同4条で2030年まで許容される排出量が、付属書2と併せて2030年以降の排出量を削減するための残りの選択肢を大幅に狭めており、基本的権利によって保護されるあらゆる種類の自由が 実質的に損なわれているとして、憲法に反するとした。
17 の 2	同仮訳	写し	2025.5 .15	原告代理人	温度目標は、理屈上、世界全体のカーボンバジェットの残余量に置き換えることができ、それを各国に配分することができる。IPCC による地球上の残余のカーボンバジェットの大きさは、不確実性を含んでいても考慮されなければならない。この要請によれば、ある世代がカーボンバジェットの大部分を使ってしまうと、後の世代に大幅な削減負担を負わせ、彼らの生活に包括的な自由の喪失をもたらすようなことは許されないとしたこと。
18 の 1	欧州人権裁判所 2024年2月14日 プレスリリース	写し	2024. 2.14	欧州人権裁判所	欧州人権裁判所が、「気候変動は世界共通の懸念事項であり、現代の最も差し迫った問題の一つであり、人為的な気候変動が存在し、それが人権の享受に対する深刻な現在および将来の脅威となっており、各国はこのことを認識し、効果的に対処するための対策を講じる能力を有している。緊急に行動を起こし、気温の上昇を1.5℃に抑えられれば、関連するリスクは低くなるとの予測は十分に信頼できること」を事実として認めたことなど。
18 の 2	同仮訳	写し	2025. 5.15	原告ら訴訟代理人ら	
19 の 1	韓国憲法裁判所 2024年8月25日 プレスリリース	写し	2024. 8.25	韓国憲法裁判所	韓国憲法裁判所が、危険な気候変動は市民の生命、身体の安

19の2	同仮訳	写し	2025.5.15	原告ら訴訟代理人ら	全、健康だけでなく、自然環境や生活環境の全部または一部をも脅かす基本的権利であり、気候変動はそうした人権を侵害するものと認めたこと。また、韓国の気候変動に関する法律が憲法違反であるとしたこと。
20の1	米国モンタナ州最高裁判所 2024年12月13日判決	写し	2024.12.13	米国モンタナ州最高裁判所	米国モンタナ州最高裁判所が、同州の若者たちの被害の訴えが十分に個別的で具体的であると認め、原告らの請求を認容した下級審判決を承認したこと。
19の2	米国モンタナ州最高裁判所 2024年12月13日判決仮訳（抄）	写し	2025.5.15	原告ら訴訟代理人ら	
20の1	ハーグ控訴裁判所 2024年11月12日判決	写し	2024.11.12	ハーグ控訴裁判所	ハーグ控訴裁判所が、いわゆる「シェル事件」の地裁判決（甲A9の2）に続いて、オランダ民法が定める不文律の配慮義務の内容として、シェルのような気候変動問題に大きく寄与し、その対策に貢献する力も有する企業は、たとえその義務が事業を展開する各国の（公法）規制に明示的に規定されていなくとも、危険な気候変動に対抗するために二酸化炭素排出量を制限する義務があると認めたことなど。
21の2	ハーグ控訴裁判所 2024年11月12日判決仮訳（抄）	写し	2025.5.15	原告ら訴訟代理人ら	
22	早稲田法学 99巻3号177頁「論説 新たな環境リスク問題と民事法による対応——気候訴訟と環境デュー・ディリジェンス」	写し	2024年	大塚直	IPCCによって気候変動が人為的原因によって発生しつつあることが「疑いを容れない」とされていることに表れているように、気候変動は予防原則ではなく、未然防止原則の問題となっていること。
23	新注釈民法（16）債権（9）民法722条（抄）	写し	2022.9.20	大塚直	旧民法財産編386条1項に関して、民法722条の原型を起草したボワソナードが、不法行為については（差止めを含むと解される）現実賠償の効果を認めるべきことを説いたこと。 また、原告民法の起草委員である穂積陳重委員が民法722条

					1項が準用する417条について排斥したのは原状回復請求であり、差止請求は含まれていなかったこと。
24	人格権（民法の争点 44 頁）	写し	2007. 9.28	山本敬三	<p>不法行為制度は、国家（＝立法府）が人権（基本権）保護義務を果たすために用意した保護手段であるといえることができる。</p> <p>差止めを認めなければ人権（基本権）侵害に対して保護を与えたことにならない場合は、明文の規定がなくとも、裁判所はこれを認める憲法上の義務があることになること。</p> <p>不法行為規定の解釈は、憲法上認められた人権を保護するために行われるべきであること。など</p>
25	基本法としての民法（ジュリスト 1126 号 261 頁）	写し	1998. 1.1	山本敬三	<p>国家法として、憲法による拘束に服することとなる結果、民法には、基本権保護制度の創設、という任務が課せられること、まさに、この任務を代表するものが、不法行為制度であること、など。</p>